重　要　事　項　説　明　書

（短期入所生活介護兼介護予防短期入所生活介護）

（総則）本重要事項説明書は、令和６年９月１日に作成したものであり、法令等の変更、運営上での変更等により、相当な範囲で変更をすることがあります。
また、原則として、毎年４月１日に改訂をするものとさせて頂きます。

あなた様に対する居宅サービス提供開始にあたり、厚生省令第 37 号第 125 条に基づいて、当事業者があなた様に説明すべき事項は次のとおりです。

また、契約書にある身元引受人の資格・責務については、以下の通りとなっておりますので、十分ご理解下さいますようお願い致します。

１　身元引受人の指定と身元引受人の責任

① 契約者又は契約者の親族の方は、契約書を締結される場合、事業者に対して身元引受人を１名指定して頂きます。

② 事業者は、契約者及び契約者の親族の方に対して、必要に応じて身元引受人をもう１名選任することができるものとさせて頂きます。

③ 身元引受人とは、その居住地から事業所の所在地まで、原則３時間以内で移動できる人に限らせて頂きます。

④ 事業者は、身元引受人との関係で、相互信頼関係が破壊されたと認めるに足りる事情が生じた場合には、契約者又は契約者の親族の方に対し、身元引受人の変更を要求することができるものとさせて頂きます。

⑤ 身元引受人とは、契約者の事業者に対する一切の債務につき、契約者と連帯して履行の責任を負うものとします。

⑥ 身元引受人は、契約者が当施設の医師によって意思能力を欠くと判断された場合には、契約者の事業者に対する同意権の行使・不行使及び契約者のためにすべき事務処理手続きについて、包括的な代理権を有するものとさせて頂きます。

尚、２名の身元引受人が指定されている場合、各自は包括的代理権を単独で有効に行使できるものとさせて頂きます。

⑦ 身元引受人は、次の各号の責任を負うものとさせて頂きます。

- 契約者が疾病等により医療機関に入院が必要となった場合の入院等の諸手続き。
- 契約者が当施設を退去された場合、契約者の残置物を速やかに引き取ること。

２　事業者

事業者の名称	社会福祉法人　豊生会
法人所在地	奈良県宇陀市榛原長峯 200 番地の１
介護保険事業所番号	2972300012
代表者氏名	理事長　　森　下　　豊
電話番号	0745－82－8111

３　ご利用施設

施設の名称	短期入所生活介護施設　ゆぁほうむ榛原
施設の所在地	奈良県宇陀市榛原長峯 200 番地の１
施設長（管理者）氏名	施設長　　玉利　佳代子
電話番号	0745－82－8111
ファクシミリ番号	0745－82－8855
通常の送迎の実施地域	宇陀市榛原

４　ご利用施設であわせて実施する事業

事業の種類		指定年月日	事業所番号	指定権者名	利用定数等
施設	特別養護老人ホーム（従来型）	令和２年４月１日	2972300012	奈良県	54 人
	特別養護老人ホーム（ﾕﾆｯﾄ型）	令和２年４月１日	2972300012	奈良県	30 人
居宅	（介護予防）短期入所生活介護	令和２年４月１日	2972300012	奈良県	16 人
	通所介護	令和２年４月１日	2972300012	奈良県	45 人
	介護予防通所型サービス	平成 29 年４月１日	2972300012	宇陀市	
	訪問介護	令和２年４月１日	2972300012	奈良県	－
	介護予防訪問型サービス	平成 29 年４月１日	2972300012	宇陀市	－
	短期集中型通型Ｃサービス（A）	平成 30 年 10 月１日	2972300012	宇陀市	20 人
居宅介護支援事業		令和２年４月１日	2972300012	宇陀市	

５　事業の目的と運営の方針

事業の目的	この事業は、短期入所生活介護事業の適正な運営を確保するために、人員及び管理運営に関する事項を定め、要介護状態等にある高齢者を短期的に入所介護することを目的としています。
施設運営の方針	当施設にあっては、ご利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、入浴、排泄、食事等の介護その他日常生活上のお世話及び機能訓練を行うことにより、ご利用者の心身機能の維持並びにご利用者のご家族の身体的及び精神的負担の軽減を図るよう努めます。

6　施設の概要

（1）　敷地および建物

敷　　地		１０，３１０．６２㎡
建物	構　　造	鉄筋コンクリート造一部４階建（耐火建築）（4,722.56 ㎡） 鉄筋コンクリート造陸屋根・瓦葺３階建(2,135.23 ㎡)
	延べ床面積	６，８５７．７９㎡
	利用定員	16 名（プラス空きベット利用型）

（2）居　室

①短期入所生活介護施設（特別養護老人ホームと併用）

居室の種類	室　数	面　積	１人あたり面積
１人部屋	１０室	112.50　㎡	11.25　㎡
２人部屋	２室	35.00　㎡	8.75　㎡
４人部屋	１４室	462.00　㎡	8.25　㎡
合計	２６室	609.50　㎡	8.71　㎡

（注）指定基準は、居室１人当たり　　8.1 ㎡以上

②ユニット型介護老人福祉施設（特別養護老人ホームの空床利用）

居室の種類	室　数	面　積	１人あたり面積
１人部屋	３０室	465.21　㎡	15.50　㎡

（注）指定基準は、居室１人当たり　　13.2 ㎡以上

（3）主な設備

①短期入所生活介護施設（特別養護老人ホームと併用）

設備の種類	数	面積	１人あたりの面積
食　　堂	１室	１０６．５９㎡	1.52　㎡
機能訓練室	１室	３３．１８㎡	
一般浴室	１室	４４．００㎡	
特別浴室	１室	２７．５０㎡	
娯　楽　室	１室	２４．３０㎡	
医　務　室	１室	４４．６４㎡	
静　養　室	１室		

②ユニット型介護老人福祉施設（特別養護老人ホームの空床利用）

設備の種類	数	面積	１人あたりの面積
共同生活室	３室	４８８．３５㎡	16.27　㎡
洗面・便所	１４室	５４．００㎡	
物　　入	１３室	２７．９９㎡	
一般浴室・脱衣室	１室	９９．４８㎡	
特別浴室	１室	３０．００㎡	
カフェ&バー	１室	３１．９７㎡	
地域交流スペース	１室	２２１．０７㎡	
談話コーナー	１室	２２．１２㎡	

7　職員体制（主たる職員）

従業者の職種	員数	区分				常勤換算後の人員	事業者の指定基準	保有資格
		常勤		非常勤				
		専従	兼務	専従	兼務			
施　設　長	1	1				1	1	社会福祉士 施設福祉士等
生活相談員	1	1				1	1	社会福祉士 ｹｱﾏﾈｰｼﾞｬｰ等
介護職員	31 以上					33.4 以上	33.4 以上	介護福祉士等
看護職員	3 以上	3						看護師 准看護師
機能訓練指導員	1	1				1	1 以上	理学療法士等
介護支援専門員	1		1			1	1 以上	
医　　師	1			1			必要数	診療科　内科
栄　養　士	1	1				1	1	管理栄養士

8　主たる職員の勤務体制及び職務の内容

従業者の職種	勤　務　体　制	休暇
施　設　長	勤務時間帯（９：００～１７：４５）常勤で勤務	4週8休
生活相談員	勤務時間帯（９：４５～１８：３０）常勤で勤務	4週8休
介護職員	・早出（　７：１５～１６：００） 日勤（１０：１５～１９：００） 遅出（１１：１５～２０：００） 夜勤（１６：３０～１０：００） 状況により変更となる場合あり ・昼間帯は、原則として職員１５名以上でご利用者のお世話をします。 ・夜間（２２：００～５：００）は、原則として本館職員３名、新館職員２名でご利用者のお世話をします。加えて、夜勤職員配置加算Ⅰの体制を確保する職員を配置しております。(特別養護老人ホームと一体で運用します。)	原則として4週8休
看護職員	・勤務時間帯（９：４５～１８：３０）、特別養護老人ホームの看護師合わせて通常３名以上の体制で勤務 ・夜間については、交代で自宅待機を行い、緊急時に備えます。	4週8休
機能訓練指導	・勤務時間帯（９：００～１７：４５）まで勤務	4週8休
医　　師	・原則として、週３日（火、木、金曜日）、１３：００～１５：００まで、勤務します。 また、緊急時は可能な限り別途対応します。	
栄　養　士	・勤務時間帯（９：００～１７：４５）で勤務	4週8休

職　　種	職務の内容
施 設 長	施設の職員の管理、業務の実施状況の把握、その他の管理を一元的に行う。
生活相談員	入所者の入退所、生活相談及び援助の計画立案、実施に関する業務を行う。
介護職員	入所者の日常生活全般にわたる介護業務を行う。
看護職員	医師の診療補助及び医師の指示を受けて、入所者の看護や施設の保健衛生業務を行う。
機能訓練指導員	入所者の状況に適した機能訓練や生活リハビリにより心理的・身体的機能の低下を防止するよう努めます。
介護支援専門員	施設サービス計画の作成等、入所者の介護支援に関する業務を行う。
医　師	入所者に対して、健康管理及び療養上の指導を行う。
栄養士	食事の献立、栄養管理・栄養指導等を行う。

9　営業日およびご利用の予約

営業日	年中無休
ご予約の方法	ご利用の予約は、利用を希望される期間の初日の 2 か月前から受け付けております。

１０　短期入所生活介護サービスの概要

（1）介護保険給付サービス

種　類	内　　容	利用料
食事介助	・栄養士の立てる献立表により、栄養と利用者の身体状況に配慮したバラエティに富んだ食事を提供します。（ただし、食材料費は給付対象外です。） ・食事はできるだけ離床して食堂でとっていただけるように配慮します。 （食事時間） 朝食　７：１５～　８：００ 昼食１２：００～１３：００ 夕食１８：００～１９：００	別表１参照
排泄の介助	・利用者の状況に応じて適切な排泄介助を行うとともに、排泄の自立についても適切な援助を行います。 ・おむつを使用される方に対しては、個別にて適時ご対応させて頂きます。	
入浴の介助	・週 2 回の入浴または清拭を行います。 ・寝たきり等で座位のとれない方は機械を用いての入浴も可能です。	
離床、着替え等の介助	・寝たきり防止のため、できる限り離床に配慮します。 ・生活のリズムを考えて、毎朝夕の着替えを行うよう配慮します。 ・個人としての尊厳に配慮し、適切な整容が行われるよう援助します。 ・シーツ交換は、週 1 回実施します。	
機能訓練	・機能訓練指導員等による入所者の状況に適合した機能訓練を行い、生活機能の維持・改善に努めます。 （当施設の保有するリハビリ器具） 歩行器　　平行棒 車椅子　　プラットホーム 低周波治療器、ホットマグナー　等	

健康管理	・配置医より、週 1 回診察日を設けて健康管理に努めます。また、緊急等必要な場合には主治医あるいは利用者指定の医療機関等に責任をもって引継ぎます。 ・ご利用者が外部の医療機関に通院する場合は、その介添えについてできるだけ配慮します。 （当施設の配置医） 氏　名：加　藤　久　和 診療科：内科一般 （所属　医療法人　豊生会　加藤クリニック） 診察日：原則として毎週火、木、金曜日 １３：００～１５：００	
相談及び援助	・当施設は、入所者およびそのご家族からの相談についても誠意をもって応じ、可能な限り必要な援助を行うよう努めます。 （相談窓口）生活相談員	
送迎	・身体状況等一定の基準に該当する方で、ご自分で来所が困難な方は、リフト付きの送迎車等で入退所の送迎を行います。	

（別表 1）1 単位当たり 10.17 円・介護保険負担割合 1 割～3 割

多床室・従来型個室	併設型短期入所生活介護費（Ⅰ）（Ⅱ）	機能訓練体制加算	夜勤職員配置加算（Ⅲ）	サービス提供体制強化加算（Ⅰ）	合計
要介護度	（1 日）	（1 日）	（1 日）	（1 日）	（1 日）
要支援　1	451 単位	12 単位	—	22 単位	485 単位
要支援　2	561 単位	12 単位	—	22 単位	595 単位
要介護　1	603 単位	12 単位	15 単位	22 単位	652 単位
要介護　2	672 単位	12 単位	15 単位	22 単位	721 単位
要介護　3	745 単位	12 単位	15 単位	22 単位	794 単位
要介護　4	815 単位	12 単位	15 単位	22 単位	864 単位
要介護　5	884 単位	12 単位	15 単位	22 単位	933 単位

多床室・従来型個室（長期減算 61 日以降）	併設型短期入所生活介護費（Ⅰ）（Ⅱ）	機能訓練体制加算	夜勤職員配置加算（Ⅲ）	サービス提供体制強化加算（Ⅰ）	合計
要介護度	（1 日）	（1 日）	（1 日）	（1 日）	（1 日）
要介護　1	573 単位	12 単位	15 単位	22 単位	622 単位
要介護　2	642 単位	12 単位	15 単位	22 単位	691 単位
要介護　3	715 単位	12 単位	15 単位	22 単位	764 単位
要介護　4	785 単位	12 単位	15 単位	22 単位	834 単位
要介護　5	854 単位	12 単位	15 単位	22 単位	903 単位

ユニット型個室（空床利用）	併設型ユニット型短期入所生活介護費（Ⅰ）	機能訓練体制加算	夜勤職員配置加算(Ⅳ)	サービス提供体制強化加算（Ⅰ）	合計
要介護度	（1日）	(1日)	（1日）	（1日）	（1日）
要支援　1	529 単位	12 単位	―	22 単位	563 単位
要支援　2	656 単位	12 単位	―	22 単位	690 単位
要介護　1	704 単位	12 単位	20 単位	22 単位	758 単位
要介護　2	772 単位	12 単位	20 単位	22 単位	826 単位
要介護　3	847 単位	12 単位	20 単位	22 単位	901 単位
要介護　4	918 単位	12 単位	20 単位	22 単位	972 単位
要介護　5	987 単位	12 単位	20 単位	22 単位	1,041 単位

送迎費	184 単位／回

※・1 ケ月施設サービス費・送迎に対して介護職員等処遇改善加算（Ⅰ）14.0%が掛ります。

・長期利用者提供減算 30 単位/日【32 日～60 日まで】・送迎費 184 単位/回

・緊急短期受入加算 90 単位/日(対象者のみ)・口腔連携強化加算 50 単位/回

・生産性向上推進体制加算(Ⅱ)10 単位/月

（2）介護保険給付外サービス

種　類	内　　容	利用料
特別な送迎	・当施設の事業実施区域（榛原）外のご利用者で、特に送迎をご希望の方にリフト付きの送迎車等で送迎を実施します。	・通常の送迎実施区域を超えた地点からの片道距離（１ｋ単位)×50 円
食　費	・ 管理栄養士による食材の検収により､新鮮な食材を提供します。	別表２参照
居室の提供	・多床室、従来型個室、ユニット型個室	
理美容サービス	・毎月、美容師の出張による美容サービス	利用料(消費税別) ・カット代　2,100 円 ・ｶｯﾄ代(ﾍﾞｯﾄﾞ上)　2,400 円 ・顔そり　500 円 ・シャンプー　500 円 ・パーマ　4,000 円 ・カラー　3,500 円

個別対応物品、おやつ、レクリエーション行事費用	・特別な要望のあるシャンプー、特別な要望のあるリンス、整髪料、 お部屋で使うティッシュペーパー、各種歯ブラシ、歯磨き粉、入れ歯洗浄剤、入れ歯接着材、うがい薬、ボディローション、化粧水、乳液、リップクリーム、おしぼり、エプロン等の日用品、菓子パン、各種飲料水等の嗜好品、アロマ、各種行事、レクレーション、クラブ活動(料理クラブ食材料・華道クラブ花代・園芸療法材料費・学習療法材料費等)に関する娯楽用品等については、施設にてご準備させて頂きます。 ・施設では、毎日美味しいおやつ等を提供させて頂いております。 ・当施設では、別添の施設行事計画書にそってレクリエーション行事を企画します。	・１日　３００円
介護保険給付外の短期入所生活介護サービス	・ 当施設では、介護保険給付を超えた短期入所生活介護サービスに対しても、実費にてご利用頂けます。	・ 介護報酬相当額実費
義歯洗浄	・超音波洗浄器による義歯洗浄	・1ケ月１回２００円
預り金管理	・通帳等を預かり、管理します。	・1ヵ月１，０００円

(別表 2)

利用者負担限度額	食　費	居住費		
		多床室	従来個室	ユニット型個室
第１段階	３００円	０円	３８０円	８８０円
第２段階	６００円	４３０円	４８０円	８８０円
第３段階①	１，０００円	４３０円	８８０円	１，３７０円
第３段階②	１，３００円	４３０円	８８０円	１，３７０円
第４段階	１，６５０円	９１５円	１，２３１円	２，０６６円

11　利用の中止、変更、追加

（1）ご利用予定日の前に、ご利用者の都合により、短期入所生活介護サービスの利用を中止又は変更、もしくは新たなサービスの利用を追加することができます。この場合にはサービスの実施の前日までに事業者に申し出て下さい。

（2）利用予定日の前日までに申し出がなく、当日になって利用の中止の申し出をされた場合、取消料として下記の料金をお支払い頂く場合があります。但し、ご利用者の体調不良等正当な事由がある場合は、この限りではありません。

利用予定日の前日までに申し出があった場合	無　　料 午後６時までにご連絡をお願い致します
ご　利　用　日　当　日	当日の利用料金の１割及、食事代、日常生活費（自己負担金）

12　利用料金のお支払い方法

利用料金のお支払いは、1 か月毎に計算し翌月請求させて頂きますので、銀行振替にてお

支払下さい。（事前登録が必要）尚、どうしても銀行振替が不可能な場合は、サービス利用終了時に、ご利用期間分の合計金額を現金にてお支払い頂くか、サービス実施翌月末日までに、現金にてお支払い下さい。また、支払日までに送迎等にて職員がご利用者の居宅を訪問する場合は、訪問職員へお支払いくださっても結構です。

13　苦情等申立先

当施設ご利用相談窓口	窓口担当者　生活相談員 ご利用時間　毎日　午前10時～午後6時 ご利用方法　電話　0745-82-8111 面談　ゆぁほうむ榛原相談室 苦情箱（医務室前に設置）
行政機関その他苦情受付機関	（1）宇陀市役所　介護福祉課 宇陀市榛原下井足17-3 0745-82-3675 （2）奈良県国民健康保険団体連合会 橿原市大久保町302-1 0744-21-6822

14　配置医

医療機関の名称	医療法人　豊生会　加藤クリニック
院　長　名	加　藤　久　和
所　在　地	奈良県宇陀市榛原長峯200番地の2
電　話　番　号	０７４５－８２－８８８０
診　療　科	内科一般(在宅医療)
入　院　設　備	無（但し、必要な場合は院長より医療機関を紹介）
救急指定の有無	無
契約の概要	当施設にて、利用者に病状の急変があった場合は、院長の紹介等にて近隣の医療機関に引継ぐものとする。

※施設基準の届出　　在宅療養支援診療所（２４時間対応）

15　協力医療機関

医療機関の名称	宇陀市立病院
所　在　地	奈良県宇陀市榛原萩原815番地
電　話　番　号	０７４５－８２－０３８１
診　療　科	内科・外科・婦人科等

医療機関の名称	医療法人　拓誠会　辻村病院
所　在　地	奈良県宇陀市菟田野松井7-1
電　話　番　号	０７４５－８４－２１３３
診　療　科	総合内科・循環器内科・脳神経外科等

16

協力歯科医療機関

名　称	医療法人　萩乃里診療所　榛見が丘歯科クリニック
院　長　名	院長　鈴木　寿和
所　在　地	奈良県宇陀市榛原榛見が丘1丁目5-16
電　話　番　号	０７４５－８２－８２７５

17　緊急時の対応

緊急時には相談員・看護師及び配置医に連絡し、救急処置を行い、状態に応じて医師の指示に従い対応する。

18　事故防止策・事故発生時の対応

当施設では、事故を未然に防止するために事故発生防止のための指針（マニュアル）を整備しています。また事故発生防止のための委員会の開催（毎月１回）し、職員に対する研修を定期的に行っています。

万一、入所者に対するサービスの提供により事故が発生した場合又はそれに至る危険性がある事態が生じた場合は、速やかに適切な処置を図るとともに、マニュアルに従い適切な対応を図ります。

なお、入所者に対するサービスの提供により事故が発生した場合は、速やかに市町村、入所者の家族に連絡を行います。

当施設は、事故の状況及び事故に際して採った処置を記録します。

19　非常災害時の対策

非常時の対応	別途定める「特別養護老人ホーム　ゆぁほうむ榛原消防計画」にのっとり対応を行います。			
近隣との協力関係	宇陀広域消防組合消防本部と、密な関係を築き協力体制を確立しています。			
平常時の訓練等	別途定める「特別養護老人ホーム　ゆぁほうむ榛原消防計画」に則り、年2回夜間および昼間を想定した避難訓練を、利用者の方も参加して頂き実施します。			
防災設備（特別養護老人ホームと共通）	設備名称	個数等	設備名称	個数等
	スプリンクラー	あり	防火扉・シャッター	12個所
	避難階段	4個所	屋内消火栓	あり
	自動火災報知機	あり	非常通報装置	あり
	避難器具	すべり台 救助袋	漏電火災報知機	あり

	誘導灯	44 個所	非常用電源	あり
	カーテン、布団等は防煙性能のあるものを使用しております。			
消防計画等	消防署への届出日 防災計画及び防災設備点検記録を毎年１回届出ます。 防火管理者：永塚均司			

20　当施設ご利用の際に留意いただく事項

来訪・面会	来訪者は、面会時間中（午前９時～午後８時）であればご自由にご来訪下さい。ご来訪時には、玄関に備付の面会簿に記入の上当ホーム内へお入りください。来訪者が宿泊される場合には必ず許可を得て下さい。
外出・外泊	外泊・外出の際には必ず外出・外泊簿に行き先と帰宅時間等をご記入のうえ職員に申出てください。
配置医以外の医療機関への受診	外部の医療機関に受診等を受ける場合は、その介添えについて、できるだけ配慮させて頂きます。
居室・設備・器具の利用	施設内の居室や設備、器具は本来の用法にしたがってご利用下さい。これに反したご利用により破損等が生じた場合、賠償していただくことがございます。
喫　煙	喫煙は決められた場所以外ではお断りします。
迷惑行為等	騒音等他の入所者の迷惑になる行為はご遠慮願います。また、むやみに他の入所者の居室等に立ち入らないようにご注意下さい。
所持品の管理	所持品等の紛失、破損等の責任はおいかねますので、貴重品等の保管には十分注意して下さい。
現金等の管理	利用者ご本人様が現金等を管理される場合は、紛失等の責任はおいかねますので、保管等に十分ご注意下さい。
宗教活動・政治活動	施設内で他の利用者に対する宗教活動および政治活動はご遠慮ください。
動物飼育	施設内へのペットの持ち込みおよび飼育はお断りします。

21　第三者評価の実施状況　なし

22　記録の保存年限　サービス提供の日より５年間

23　虐待防止に関する事項

事業者は利用者の人権擁護・虐待の防止等のために、必要な措置を講じています。

①　虐待防止に関する責任者を選定しています。

虐待防止に関する責任者　　副施設長　木島義知

②　成年後見制度の利用を支援します。

③　虐待等に関する苦情解決体制を整備しています。

④　職員に対する人権擁護・虐待防止を啓発・普及するための研修を実施しています。

虐待防止研修　従業者の入職時、2 回/年の研修を実施

⑤　職員が支援に当たっての悩みや苦悩を相談できる体制を整えるほか、職員が利用者の権利養護に取り組める環境の整備に努めます。

⑥　サービス提供中に、当施設の従業者又は養護者（現に養護している家族・親族・同居人等）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに市町村等に通報します。

24　身体拘束について

事業者は、原則として利用者に対して身体拘束を行いません。ただし、自傷他害等のおそれがある場合など、利用者本人または他人の生命・身体に対して危険が及ぶことが考えられるときは、利用者に対して説明し同意を得た上で、次に掲げることに留意して、必要最小限の範囲内で行うことがあります。その場合は、身体拘束を行った日時、理由及び態様等についての記録を行います。

また事業者として、身体拘束をなくしていくための取り組みを積極的に行います。

(1)　緊急性・・・・・・直ちに身体拘束を行わなければ、利用者本人または他人の生命・身体に危険が及ぶことが考えられる場合に限ります。

(2)　非代替性・・・・身体拘束以外に、利用者本人または他人の生命・身体に対して危険が及ぶことを防止することができない場合に限ります。

(3)　一時性・・・・・・利用者本人または他人の生命・身体に対して危険が及ぶことがなくなった場合は、直ちに身体拘束を解きます。

25　秘密の保持（個人情報の保護）

事業者は、契約者の個人情報について、「個人情報保護に関する法律」及び厚生労働省 が策定した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱のためのガイドライン」を遵守し、且つ事業者の内部規程「個人情報保護規程」の定めに従い、次の通り適切 に対処します。

①　事業者は、契約者から予め文書で同意を得ない限り、外部関係者等との会議等において契約者の個人情報を用いません。また契約者のご家族等の個人情報についても、 予め同意を得ない限り、外部関係者等との会議等で契約者のご家族等の個人情報を用いません。

②　事業者は、契約者又はそのご家族等に関する個人情報が含まれる記録物(紙によるもののほか電磁的記録を含む。)については、善良な管理者の注意義務をもって管理し、又は処分の際にも第三者への遺漏を防止するものとします。

③　事業者が管理する情報について、契約者の求めに応じてその内容を開示することとし、開示の結果、情報の訂正、追加または削除を求められた場合は、遅滞なく調査を行い、利用目的の達成に必要な範囲内で訂正等を行うものとします。（開示に際して複写料等が必要な場合は契約者のご負担となります。）

26 衛生管理等

(1) 短期入所生活介護の用に供する施設、食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講じます。

(2) 必要に応じて保健所の助言、指導を求めるとともに、常に密接な連携に努めます。

(3) 事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように、次に掲げる措置を講じます。

①事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会をおおむね６月に１回以上開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底しています。

②事業所における感染症の予防及びまん延防止のための指針を整備しています。

④　従業者に対し、感染症の予防及びまん延防止のための研修及び訓練を定期的に実施します。

27 業務継続計画の策定等について

(1) 感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定短期入所生活介護の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（業務継続計画）を策定し、当該業務継続計画に従って必要な措置を講じます。

(2) 従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に実施します。

(3) 定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行います。

私は、本書面に基づいて事業者の職員（職名＿＿＿＿＿氏名＿＿＿＿＿＿＿＿）から上記重要の事項の説明を受けたことを確認します。

令和＿＿＿年＿＿＿月＿＿＿日

利　用　者　　住所　＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

（代筆の場合は

カッコ書）　　氏名　＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿㊞

利用者の家族等　住所　＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

氏名　＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿㊞

続柄　＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿